

「サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職について」の一部改正について

〔令和 8 年 7 月 31 日〕
サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定

サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職について（平成27年 2 月13日サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年 2 月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第 3 項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。 議 長 内閣サイバー官 構 成 員 内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当）） 内閣法制局長官総務室総務課長 人事院事務総局サイバーセキュリティ・情報化審議官	1 「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年 2 月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第 3 項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。 議 長 内閣サイバー官 構 成 員 内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当）） 内閣法制局長官総務室総務課長 人事院事務総局サイバーセキュリティ・情報化審議官

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 宮内庁長官官房秘書課長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 警察庁長官官房技術総括審議官 警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当） 個人情報保護委員会事務局次長 カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長 サイバー通信情報監理委員会事務局次長 金融庁総合政策局審議官 消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当） こども家庭庁長官官房審議官 デジタル庁統括官付審議官 <u>復興庁公文書監理官</u> 総務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 宮内庁長官官房秘書課長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 警察庁長官官房技術総括審議官 警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当） 個人情報保護委員会事務局次長 カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長 金融庁総合政策局審議官 消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当） こども家庭庁長官官房審議官 デジタル庁統括官付審議官 <u>復興庁統括官付参事官</u> 総務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
--	---

議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部副部長 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長 会計検査院事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理	オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部副部長 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長 会計検査院事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理

官

日本銀行システム情報局審議役

2 「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第4項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。

議長 内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室）

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当））

内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）

内閣官房内閣参事官（国家情報局）

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付）

内閣官房内閣参事官（内閣広報室）

内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）

内閣法制局長官総務室調査官

人事院事務総局情報管理室長

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推

官

日本銀行システム情報局審議役

2 「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第4項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。

議長 内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室）

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当））

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付）

内閣官房内閣参事官（内閣広報室）

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）

内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）

内閣法制局長官総務室調査官

人事院事務総局情報管理室長

内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推

進室長 宮内庁長官官房秘書課情報化推進室長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 警察庁長官官房技術企画課長 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長 個人情報保護委員会事務局総務課長 カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長 サイバー通信情報監理委員会事務局総務課長 金融庁総合政策局秘書課長 消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当） こども家庭庁長官官房総務課企画官 デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官 復興庁統括官付参事官付企画官 総務省大臣官房企画課長 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当） 法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長 外務省大臣官房情報システム総括課長 財務省大臣官房文書課業務企画室長 文部科学省大臣官房政策課サイバーセキュリティ	進室長 宮内庁長官官房秘書課情報化推進室長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 警察庁長官官房技術企画課長 警察庁サイバー警察局サイバー企画課長 個人情報保護委員会事務局総務課長 カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長 金融庁総合政策局秘書課長 消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当） こども家庭庁長官官房総務課企画官 デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（セキュリティ危機管理担当） 復興庁統括官付参事官付企画官 総務省大臣官房企画課長 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当） 法務省大臣官房秘書課長 外務省大臣官房情報通信課長 財務省大臣官房文書課業務企画室長 文部科学省大臣官房政策課サイバーセキュリティ
---	---

	イ・情報化推進室長 厚生労働省大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当） 農林水産省大臣官房参事官（デジタル戦略） 経済産業省大臣官房情報システム室長 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長 国土交通省総合政策局情報政策課長 環境省大臣官房総務課環境情報室長 防衛省整備計画局サイバー整備課AI・サイバーセキュリティ政策調整官		イ・情報化推進室長 厚生労働省大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当） 農林水産省大臣官房参事官（デジタル戦略） 経済産業省大臣官房情報システム室長 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長 国土交通省総合政策局情報政策課長 環境省大臣官房総務課環境情報室長 防衛省整備計画局サイバー整備課AI・サイバーセキュリティ政策調整官
オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部情報システム安全管理室長 国立国会図書館電子情報部システム基盤課長 会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官 最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官 日本銀行システム情報局情報セキュリティ課長	オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部情報システム安全管理室長 国立国会図書館電子情報部システム基盤課長 会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官 最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官 日本銀行システム情報局情報セキュリティ課長

附 則

この決定は決裁の日から実施する。